

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	前半5カ年の 計画面積	備考
総数（実面積）	79,119.89	49,932.21	
水源かん養のための保安林	70,283.94	41,099.19	
災害防備のための保安林	8,977.96	8,975.03	
保健・風致の保存等のための保安林	1,718.15	1,718.15	

- (注) 1 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上したので、各保安林面積の合計数値とは一致しない。
- 2 水源かん養のための保安林とは、水源かん養保安林。
- 3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火の各保安林。
- 4 保健・風致の保存等のための保安林とは、魚つき、航行目標、保健、風致の各保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の樹類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積	指定又は 解除を 必要とす る理由	
		市 町 村	区域 (林班)			前半5カ年 の計画面積
指定	総 数			29,187.68	-	
	水かん	計		29,184.75	-	
		いわき市	1、2、7、9、10～13、 17、18、21、25、27 ～29、34、35、37、 41、43、44、46、48 ～55、58、59、61、 62、103、104、106～ 112、116～118、120、 126、130、131、137、 152、153、155、156、 158、159、162、163、 166、167、170、171、 176～179、213、221、 308、309、311、325、 334、348～350、352 ～358、361、362、 364、366、367、369、 375、378、381、383、 3840、391、392、396、 400、404、415、418、 419～422、428、429、 433、435、436、438、 440、443、755～757	3,865.85	-	水源の かん養
		相馬市	2239～2253、2259、 2261、2262	1,565.27	-	
		南相馬市	2008、2011～2013、 2017、2021、2028～ 2034、2036～2044、 2046～2055、2059、 2070、2077、2079、 2080、2082、2087、 2090～2092、2097、 2099～2102、2104、 2107～2109、2125、 2126、2128～2130	3,439.45	-	
		広野町	744～746、748～754	846.03	-	

指定 解除	種 類	森 林 の 所 在 面		積	指定又は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	
		市 町 村	区域 (林班)			前半5カ年 の計画面積
指定	水かん	檜 葉 町	646、648、651、652、 654～661、701、706、 707、710、736、737、 739～744	3,175.48	-	水源の かん養
		富 岡 町	641、644、646、647、 651	317.61	-	
		川 内 村	601、604、607、609、 615、616、620、624、 625、631、638	564.63	-	
		大 熊 町	503～530、534	1,723.47	-	
		双 葉 町	544	83.62	-	
		浪 江 町	1001、1002、1004、 1005、1014、1015、 1019、1020、1024、 1025、1030、1038、 1039、1041、1042、 1044～1047、1049、 1054、1055、1060、 1054、1055、1060、 1076、1100～1113、 1201～1207、1211～ 1215、1218、1219、 1222、1223、1287、 1288、1290～1305、 1307～1311、2110～ 2119	5,104.06	-	

指定 解除	種 類	森 林 の 所 在 面		積	前半5カ年 の計画面積	指定又は 解除を 必要とす る理由
		市 町 村	区域（林班）			
指定	水かん	葛尾村	1064、1094、1227～ 1286	2,955.79	-	水源の かん養
		飯舘村	2209、2210、2213、 2219、2220、2221、 2222、2226、2229、 2231～2233、2301～ 2307、2309～2319、 2324～2326、2328～ 2330、2332～2342、 2348～2354、2357～ 2365	5,543.49	-	
	土砂流出	計		2.93	-	土砂の流 出防備
		いわき市	14	1.38	-	
		飯舘村	2208	1.55	-	

本表の種類欄に記載した略称の内容

略 称	正 式 名 称
水かん	水源かん養保安林
土流	土砂流出防備保安林

- ③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域 (林班)		前半5カ 年の計画		
いわき市	6、8～13、16、17、19、 20、34、59～61、65、 141、155、157～162、 167、170、171～175、 177、180、212～215、 222、224、313、314、 323、337～339、356、 387、395～397、399、 417～421、427、429、 431、432、438、446	60	10	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
相馬市	2257～2260、2263	5	3	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
南相馬市	2008～2010、2013～ 2015、2028、2030、 2031、2034、2037、 2038、2040、2044、 2049～2052、2054、 2059、2060、2065、 2071、2074、2075、 2078～2082、2084～ 2086、2090、2091、 2094、2095、2099、 2100、2108、2127、 2122、2133	43 (43)	5 (5)	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
広野町	744～754、759	12 (12)	—	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
檜葉町	648～653、657、663、 705、706、708、709、 733～737、740、758	20 (20)	—	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	

(注) () の数値は、避難指示区域等のものであり、内書き。

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域 (林班)		前半5カ 年の計画		
富岡町	588、642、643、646、 647、662	6 (6)	—	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
川内村	601、602、611、624、 625、628、629、631、 638	10 (10)	—	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
大熊町	503、504、507、509、 511、516～518、520、 521、526、537、547	6 (6)	—	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
双葉町	544	1 (1)	—	溪 間 工 山 腹 工	
浪江町	1005、1006、1008、 1009、1011、1012、 1014、1016、1017、 1018、1018、1022、 1024、1044、1055、 1060、1065、1067、 1071、1072、1074～ 1076、1078、1094、 1095、1097、1098、 1100、1112、1113、 1201、1206、1210、 1211、1212、1214～ 1218、1220、1222、 1224、1290～1295、 1298、1302～1304、 1309、1311	60 (60)	—	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
葛尾村	1281、1231～1234、 1238、1240、1241、 1244、1245、1264、 1277、1280、1281、 1283～1285	17 (17)	—	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
新地町	2263	1 (1)	—	山 腹 工	
飯舘村	2212、2215～2217、 2224、2229、2230、 2304、2319、2338	10 (10)	—	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
合 計		251 (186)	18 (5)		

(注) () の数値は、避難指示区域等のものであり、内書き。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定める。 単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	総数		41,099.19	別表2、3 のとおり	
	いわき市	9～13、15～21、23～27、 29、31～39、41～43、 45～50、52、60、64、103、 104、107、109～120、 122～132、134～150、 152～153、160～162、 164～170、172～175、 212～227、301～307、 309～313、319～324、 326～327、329～332、 334～335、337～347、 351～352、370～374、 376～380、382～383、 385～402、404～413、 415～434、436～445	21,011.89		砂防指定 1.63 県自環特 6.93 県立特3 6.16
	相馬市	2235～2238、 2257～2260、2262	819.19		砂防指定 1.38
	南相馬市	2009～2010、2014～2016、 2022～2024、2035、 2056～2058、2060～2069、 2071～2076、2078、2081、 2083～2086、2089、 2093～2096、2098、 2104～2106、2127	3,072.26		砂防指定 0.09
	[上野官造]	1、2			
	広野町	745～748	528.88		
	檜葉町	649～650、653、705、 708～709、711、729～735	1,538.08		県自環特 7.64
	富岡町	539～542、639～643、 650	758.43		
川内村	601～603、605、 608～627、630～637	4,225.06			
[川内官造]	7、13、15、17				

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
	大熊町	536～538	292.36	別表2、3 のとおり	
	浪江町	1006～1013、1016～1019、 1021～1032、1038～1040、 1042～1053、1055～1061、 1065～1077、1081、 1095～1099、1208、 1215～1217、1220～1221、 1224～1225、1288～1289	4,992.44		土砂流出 1.85 保健林 89.94 県立特2 3.84 県立特3 336.69
	葛尾村	1062～1064、1078～1081、 1083～1090、1092～1094、 1257～1259、1277	1,256.80		保健林 17.09 県立特2 6.83 県立特3 10.26
	飯舘村	2208、2214～2219、 2223～2225、2227～2228、 2230～2231、2234、2308、 2321～2323、2327～2329、 2331～2332、2338～2339、 2341～2347、2355～2356	2,603.80		
土砂流出	総数		7,856.35		
	いわき市	1～8、14、28～30、 101～102、104、108、118、 125～128、132～133、137、 139～140、150～151、153、 163、166～167、170、176、 178、310、333～334、350、 378、395～396、398、400、 425～428、441	2,451.87	干害防備 179.07 保健林 252.65 砂防指定 11.11 県立特1 140.91 県立特2 537.19 県立特3 413.72 鳥獣特保 96.24	
	相馬市	2241、2257、2259～2262	159.31	砂防指定 2.10	
	南相馬市 [上野官造]	2004、2006、2017～2020、 2022～2027、2034、2043、 2045、2088、2106、2125、 2126、2128、2207 1	1,189.31	保健林 497.25 砂防指定 3.03 県自環特 151.62 鳥獣特保 122.38	
	広野町	746、754	17.82		
	檜葉町	650～651、653、658、 702～705、708～709、 711、728～731、738	1,024.77	保健林 317.17 砂防指定 48.22 県自環特 100.57	
	富岡町	639～643	108.71	砂防指定 1.37	

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
土砂流出	川内村	601、616、628～629	405.67	別表2、3 のとおり	
	大熊町	503～506、512～513、 521、527	219.05		砂防指定 2.03
	双葉町	545～546	210.24		
	浪江町	1001～1006、1011、1068、 1082、1097、1099～1100、 1106、1108、1112、1201、 1204～1212、1221、 1224～1225、1287～1288、 1300～1302、1305～1307、 1309	1,033.06		水かん 1.85 保健林 217.88 砂防指定 73.26 県立特2 476.46 県立特3 150.44
	葛尾村	1083～1084、1092、1226、 1231～1232、1242、1281、 1283	217.59		保健林 62.79 県立特2 107.12 県立特3 6.09
	飯舘村	2208、2211～2212、 2214～2217、2219、2224、 2226～2227、2230～2231、 2233、2306～2307、2316、 2318～2321、2323、2329、 2338、2347、2355	819.95		砂防指定 4.70
土砂崩壊	総数		459.39		
	いわき市	63、103～104、107、117、 304、348～349、357、 415～417、427、432、 437、440～441、756	257.95	保健林 90.89 県立特2 34.28 県立特3 56.61 史名天 13.88 地すべり 25.92	
	相馬市	2240、2249、2258～2260	36.72	県立特3 18.70 史名天 18.70	
	南相馬市	2081、2086、2104	41.21		
	広野町	750	36.06	砂防指定 3.39	
	富岡町	639	11.14		
	川内村	629、631	5.95		
	大熊町	509～510、515、525	32.80		
	双葉町	544	36.68		
	飯舘村	2213	0.88		

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
防風林	総数		26.29	別表2、3 のとおり	
	南相馬市	2123	0.63		
	富岡町	662	25.48		
	大熊町	547	0.11		
	浪江町		0.07		
水害防備	総数		0.61		
	相馬市	2263	0.61		
潮害防備	総数		256.76		
	いわき市	65、180、446	99.73		保健林 83.70 県立特2 80.84
	相馬市	2263	67.84		保健林 49.64 県立特2 56.43
	南相馬市	2122~2123	18.01		
	広野町	759	3.34		
	檜葉町	663、658	20.98		
	富岡町	662	36.44		
	大熊町	547	1.71		
	双葉町	547	0.06		
	浪江町	1312	0.57		
	新地町	2263	8.08		魚つき林 0.24
	干害防備	総数		400.79	
いわき市		26、34、41、52、121、 139~140、150~151、155	337.84		土砂流出 179.07 保健林 168.96 県立特1 140.91 県立特3 28.05
浪江町		1041~1042、1045	62.95		

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
落石防止	総数			別表2、3 のとおり	
	浪江町	1008	1.13		
魚つき林	総数		0.24		
	新地町	2263	0.24		潮害防備 0.24
航行目標	総数		1.40		
	いわき市	180	1.37		
	南相馬市	2123	0.03		
保健林	総数		1,712.35		
	いわき市	63、65、139～140、 150～151、180、333	427.30		土砂流出 252.65 土砂崩壊 90.89 潮害防備 83.70 干害防備 168.96 砂防指定 3.69 県立特1 140.91 県立特2 188.55 県立特3 84.66 地すべり 25.92
	相馬市	2263	49.64		潮害防備 49.64 県立特2 49.64
	南相馬市	2019～2020、2025～2027、 2207	497.25	土砂流出 497.25	
	檜葉町	701～705、708～709、 711、733、736～738	332.42	土砂流出 317.17 砂防指定 32.38	
	浪江町	1005、1046～1047、1097、 1099、1224～1225、1287、	317.78	水かん 89.94 土砂流出 217.88 砂防指定 0.48 県立特2 199.62 県立特3 41.76	
	葛尾村	1226～1227、1257～1259	87.96	水かん 17.09 土砂流出 62.79 県立特2 69.62 県立特3 18.34	
	飯舘村	2223	4.16		
風致林	総数		4.16		
	飯舘村	2223	4.16		

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
砂防指定	総数		266.16	別表5のとおり	
	いわき市	29、104、219～220、333、372～374、381、385～387、419～421、425～427、433、437、440、442～443	30.14		水かん 1.63 土砂流出 11.11 保健林 3.69 県立特2 3.69
	相馬市	2235、2241～2244	9.15		水かん 1.38 土砂流出 2.10
	南相馬市	2030、2034、2096、2102、2125、2126、2128	6.46		水かん 0.09 土砂流出 3.03 県自環特 3.06
	広野町	750～751	7.29		土砂崩壊 3.39
	檜葉町	651、660～661、703～705、708、711、728～729、736～738	60.13		土砂流出 48.22 保健林 32.38 県自環特 10.96
	富岡町	540、542、639、641	6.58		土砂流出 1.37
	川内村	614～616、627、631	7.53		
	大熊町	504、512、536	32.80		土砂流出 2.03
	浪江町	1002～1005、1100、1007、1008、1206、1208～1212、1300～1301、1307、1311	128.40		土砂流出 73.26 保健林 0.48 県立特2 38.68 県立特3 31.53
	飯舘村	2211～2212、2214	4.85		土砂流出 4.70
県立特1	総数		141.25	別表4のとおり	
	いわき市	139～140、150～151	141.25		土砂流出 140.91 干害防備 140.91 保健林 140.91
県立特2	総数		1,336.25		
	いわき市	1～5、63、65、127、133、180、333、446	662.04	土砂流出 537.19 土砂崩壊 34.28 潮害防備 80.84 保健林 185.55 砂防指定 3.69 鳥獣特保 97.48	
	相馬市	2263	69.44	潮害防備 56.43 保健林 49.64	

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
県立特2	浪江町	1046、1206、1208～1211、 1223～1225、1287、 1300～1302、1305、1307、 1309	487.25	別表4の とおり	水かん	3.84
					土砂流出	476.46
					保健林	199.62
					砂防指定	38.68
	葛尾村	1226、1231、1259	117.52		水かん	6.83
					土砂流出	107.12
					保健林	69.62
県立特3	総数		2,125.68			
	いわき市	1～2、4～5、14、30、63、 139、162	481.14		水かん	6.16
					土砂流出	413.72
				土砂崩壊	56.61	
				干害防備	28.05	
				保健林	84.66	
				地すべり	25.92	
	相馬市	2249～2251、2253	195.47	土砂崩壊	18.70	
				史名天	124.51	
	浪江町	1046～1047、1206～1208、 1210、1224～1225、 1287～1288、1290、 1299～1302、1304～1309	1,218.30	水かん	336.69	
				土砂流出	150.44	
				保健林	41.76	
				砂防指定	31.53	
	葛尾村	1227、1230～1232、 1257～1258	230.77	水かん	10.26	
				土砂流出	6.09	
				保健林	18.34	
県自環特	総数		270.26	別表5の とおり		
	いわき市	371、372	6.93		水かん	6.93
	南相馬市	2204、2206、2125～2126、 2128	152.96		土砂流出	151.62
					砂防指定	3.06
					鳥獣特保	90.64
	檜葉町	711、728	108.23		水かん	7.64
				土砂流出	100.57	
				砂防指定	10.96	
	川内村	615～616	2.14	史名天	1.54	
鳥獣特保	総数		219.86			
	いわき市	1～2	13.88	土砂流出	96.24	
				県立特2	97.48	
	南相馬市	2004、2006	122.38	土砂流出	122.38	
				県自環特	90.64	

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
史名天	総数		139.94	別表5の とおり	
	いわき市	756	13.88		土砂崩壊 13.88
	相馬市	2249~2250	124.51		土砂崩壊 18.70 県立特3 124.51
	川内村	616	1.54		県自環特 1.54
	飯舘村	2361	0.01		
地すべり	総数		1,712.35		
	いわき市	63	427.30	土砂崩壊 25.92 保健林 25.92 県立特3 25.92	

(注) 市町村欄の [] は、官行造林地である。

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水かん	水 源 かん 養 保 安 林	保健林	保 健 保 安 林
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	風致林	風 致 保 安 林
土砂崩壊	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	砂防指定	砂 防 指 定 地
防風林	防 風 保 安 林	県立特1	県立自然公園第1種特別地域
水害防備	水 害 防 備 保 安 林	県立特2	県立自然公園第2種特別地域
潮害防備	潮 害 防 止 保 安 林	県立特3	県立自然公園第3種特別地域
干害防備	干 害 防 備 保 安 林	県自環特	県自然環境保全地域特別地区
落石防止	落 石 防 止 保 安 林	鳥獣特保	鳥獣保護区特別保護地区
魚つき林	魚 つ き 保 安 林	史名天	史跡名勝天然記念物
航行目標	航 行 目 標 保 安 林	地すべり	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

2 その他必要な事項

特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		85,446.87	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
いわき市	計	30,364.58	
	1～21 全、23～39 全、41～55 全、58～65 全、 101～104 全、106～153 全、155～180 全、 212～227 全、301～313 全、319～327 全、 329～335 全、337～358 全、361～362 全、 364 全、366～367 全、369～402 全、404～413 全、 415～446 全、755～757 全		
相馬市	計	2,748.12	
	2235～2253 全、2257～2262 全、 2263 ぬ ₁ ～え ₂ 、ハ ₂ ～ハ ₈		
南相馬市	計	8,755.43	
	2001 全、2004～2102 全、2104～2109 全、 2121～2123 全、2125～2130 全、2207 全、		
広野町	計	1,482.27	
	744 な～う ₂ 、745～754 全、759 全		
檜葉町		5,885.64	
	646 ね、648～661 全、663 全、701～711 全、 728～743 全、744 い～ね、お～イ ₂ 、758 全		
富岡町	計	1,352.19	
	539～542 全、639～644 全、646 い～つ、な～む、 647 全、662 全、		
川内村	計	5,225.18	
	601～605 全、607～638 全		
大熊町	計	2,315.59	
	503～530 全、534 全、536～538 全、 547 い～は、～ち		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
双葉町	計	331.66	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
	544～546 全、547 に～ほ		
浪江町	計	11,821.17	
	1001～1032 全、1038～1061 全、1065～1077全、 1081 い～ろ、1082 全、1095～1113 全、 1201～1225 全、1287～1312 全、2110～2119 全		
葛尾村	計	4,963.90	
	1062～1064 全、1078～1080 全、1081 は～な、 1083～1094 全、1226～1286 全、		
新地町	計	8.31	
	2263 い ₁ ～り ₂ 、ハ ₁		
飯舘村	計	10,192.83	
	2208～2234 全、2301～2365 全		

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		9,409.30	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
いわき市	計	3,243.61	
	1 い、に ₁ ～ち 2 い～に 3 全 4 い～ろ、ロ 5 い～ほ 6 い～へ 7 れ、つ～ロ ₂ 8 い～ほ ₁₃ 、へ ₁ ～と ₈ 、 14 い～る、ロ 28 い～は、ほ 29 は ₂ ～に ₂ 30 全 63 全 65 い ₁ ～は 101 い～わ 102 全 103 い 104 い ₂ 、と、ら、し ₂ ～し ₄ 107 は、か 108 に～ほ、わ ₁ ～か、ね～な、む、イ ₂ 117 ち 118 い 125 い～は、の 126 い～は、ぬ～る ₂ 、イ ₂ 127 い～に、イ ₁ ～イ ₃ 128 い ₁ 、は、ぬ～る ₂ 、か、イ、ロ ₂ ～ろ ₄ 132 い、う ₂ 、お、イ ₂ 、ロ ₃ 、ロ ₅ 133 全 134 イ ₁ ～イ ₂ 137 い ₁ ～い ₂ 、イ ₁ 139 へ、ち 140 い、は～に 146 れ ₁ ～れ ₄ 、つ ₁ ～つ ₃ 147 い ₇ 、い ₁₃ ～ろ ₃ 、ほ ₁ 、れ ₄ 、つ～ね ₄ 、む、の 150 い～に、ほ ₅ ～ほ ₆ 、ほ ₁₀ 151 全 153 は、へ ₁ ～と、ち ₂ 、ぬ		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
いわき市	163 い～に 166 り～る ₁ 、わ、ね～ら 167 い～ろ、る ₁ ～ロ 170 と～よ 176 り～る 178 い～ろ、り～ぬ 219 イ 220 イ 304 ろ ₂ 310 い～ろ、れ、つ ₁ 、ね～な 333 全 334 い～に、ら 348 ち 349 い～ろ 350 か ₂ ～か ₇ 357 あ ₂ 372 わ～イ ₂ 373 全 374 い～ろ 378 な ₇ 、ら ₆ 385 い ₁ ～ほ、ち～る ₁ 、わ ₂ ～つ 386 い ₂ 387 ほ 395 よ 396 い、に 398 い、ぬ 400 ～～と 415 ろ～は、ほ ₁ ～わ ₂ 416 い ₁ ～ぬ 417 ～ 419 い ₂ 420 い ₂ 、に、ほ ₃ 、～ ₂ 、ぬ ₂ ～ぬ ₄ 、よ ₃ 、た ₇ ～た ₈ 、れ ₂ 421 た ₃ 425 わ ₁ ～か ₂ 426 と～る ₃ 、れ ₂ 、ら、む ₂ 、ロ ₁ ～ロ ₃ 427 い ₁ ～ち、ぬ、か～つ、イ ₁ 428 に 431 い ₃ 、い ₅ 、は ₁ 、は ₄ ～に、～ ₁ 432 い ₂ 433 に ₂ ～に ₃ 437 そ～つ、ね ₂ 、む ₃ 440 む ₂ 、う ₃ 441 い ₁ 、わ ₁ ～わ ₂ 、れ 442 ろ ₂ 、は ₂ 443 ろ ₂ 、ほ ₂ 、～ ₂ 、か ₂ 446 い ₁ ～れ 756 と ₁ ～と ₄		施業方法については、Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
相馬市	計	287.29	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
	2235 ろ 2240 い～ろ 2241 へ ₁ ～へ ₃ 、り ₁ ～る 2242 は ₁ ～は ₂ 2243 と、ぬ～る 2244 か 2249 ろ、ほ～へ、ち、わ ₁ ～わ ₂ 2257 と～る ₇ 2258 ぬ 2259 と ₂ 、わ ₁ ～わ ₂ 、か ₁ ～か ₂ 2260 い ₁ ～ろ、は ₄ 、ほ ₁ 、へ～ち ₂ 、る ₁ ～る ₂ 、 か～よ 2261 い～に ₃ 、ほ ₂ ～ほ ₃ 、の ₁ ～の ₃ 2262 は 2263 ぬ ₁ ～え ₂ 、ハ ₂ ～ハ ₈		
南相馬市	計	1,269.40	
	2004 全 2006 全 2017 い ₁ ～い ₂ 、へ ₁ ～へ ₂ 2018 い ₁ ～い ₂ 2019～2020 全 2022 い 2023 い ₁ ～い ₂ 2024 い ₁ ～い ₂ 2025～2027 全 2029 い～ろ 2030 い ₂ 、ろ ₁ 2034 い ₂ 、る ₁ 、よ 2043 い ₁ ～ろ 2045 全 2081 ほ 2086 い 2088 全 2096 イ 2104 り 2106 ほ 2122 い～は 2123 い～そ ₂ 、ロ ₁ ～ロ ₄ 2125 い ₁ ～い ₃ 、に～イ 2126 い ₁ ～い ₂ 、へ～と ₂ 、イ 2127 ほ ₂ 、よ ₂ 、た ₂ 2128 い ₁ ～ろ ₂ 2207 全		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
広野町	計	61.56	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
	746 ら、う ₁ ～お ₁ 750 い ₁ ～ろ ₂ 、か ₁ ～イ 751 い 754 に ₃ ～に ₄ 759 全		
檜葉町	計	1,060.11	
	650 い～は 651 に、れ、イ 653 い～ 658 と ₂ ～り 660 ろ ₂ 、に ₂ 、ほ ₂ 、へ ₂ 、る ₂ 、わ ₂ 、た ₂ 661 ろ ₂ 、へ ₂ ～へ ₃ 、と ₂ 、ち ₂ 、り ₂ 、ぬ ₂ 663 全 702 い、は～よ、ロ 703～704 全 705 い ₁ ～ろ 708 い ₁ ～い ₂ 709 い 711 い ₁ ～い ₆ 、い ₈ ～い ₁₀ 728 全 729 い ₁ ～ろ ₃ 730 い～ろ 731 い 736 い 737 い ₁ 738 全 758 全		
富岡町	計	188.25	
	540 い ₂ 、に ₂ 、る ₂ 、る ₄ ～る ₅ 、わ ₂ 、ら ₂ ～ら ₃ 、む ₂ 542 い ₂ ～い ₃ 、ろ ₂ 639 い～は、る ₁ ～る ₂ 、わ ₂ 、わ ₉ 、わ ₁₁ 、わ ₁₃ 、ハ ₁ 640 い ₁ ～い ₂ 、ち、ぬ ₁ ～ぬ ₃ 641 い～ろ、か ₁ ～か ₂ 、た 642 い 643 い～ろ ₂ 662 全		
川内村	計	434.98	
	601 い～は ₂ 、り ₅ ～わ 614 に ₂ 615 い ₃		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
川内村	616 ろ ₂ 、ち～わ、よ～れ ₆ 628～629 全 631 り、か ₂ ～か ₃ 、か ₆ 、た、れ ₂ ～れ ₃ 、そ ₄ 、 つ ₂ ～つ ₃ 、な ₂ 、ら ₂ ～む、う ₂ 、う ₄ ～の ₁ 、の ₃ 632 わ ₂		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
大熊町	計	262.95	
	503 い～ろ、に ₂ 504 い ₁ ～ほ 505 い～ろ 506 ろ ₁ ～ろ ₃ 509 に～ほ、わ ₁ ～わ ₂ 、わ ₆ 510 い 512 い～は ₂ 、イ 513 い 515 の 521 い～ろ 525 い 527 い ₁ ～は、ほ～か、た、そ 536 い ₂ ～い ₃ 、ろ ₂ 、へ、ぬ、む 547 い～は、～ち		
双葉町	計	247.73	
	544 れ～つ 545～546 全 547 に～ほ		
浪江町	計	1,242.37	
	1001 い ₁ ～い ₃ 1002 い～へ、る ₁ ～つ、む 1003 全 1004 い ₁ ～ろ ₄ 、に ₁ ～と 1005 い～ろ、～イ、ロ ₂ 1006 ろ～ぬ、つ ₂ 1008 い 1011 い～ろ ₁ 1068 わ ₁ ～わ ₃ 、か ₂ 1082 全 1097 い 1099 い 1100 い～に ₂ 、イ 1101 つ～な ₂ 1106 い～へ 1107 い ₁ ～ろ、と～ぬ 1108 い ₁ ～い ₃ 、ち～り		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
浪江町	1112 に 1201 い 1204 と 1205 い～ろ ₂ 、ほ ₁ 、へ 1206 ほ～ち、わ ₂ 1207 い 1208～1210 全 1211 い ₁ ～い ₃ 、ぬ～る ₂ 1212 る ₁ ～わ ₃ 1215 は ₈ 1221 い 1224 い ₁ ～い ₂ 1225 い～ろ ₂ 1287 に～ほ ₂ 1288 い ₁ ～い ₂ 、は ₆ ～は ₈ 、ほ～へ、ち 1300 い、に ₁ ～ち 1301 い ₁ ～に、ぬ ₂ 、ロ 1302 い～ろ 1305 い 1306 全 1307 い～と 1309 ち 1311 ろ～は、へ～と ₁ 、う ₃ ～う ₄ 、ま～ふ ₁ 1312 全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
葛尾村	計	257.19	
	1083 い ₁ ～ろ 1084 り、わ～よ 1092 い 1226 全 1227 へ 1231 い～に 1231 れ ₁ ～れ ₄ 1242 い、は、ち～り 1257 ほ 1281 た～れ ₇ 1283 は ₃ 、は ₁₀		
新地町	計	8.31	
	2263 い ₁ ～り ₂ 、ハ ₁		
飯舘村	計	845.55	
	2208 い ₁ ～に ₂ 2211～2212 全		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
飯 館 村	2213 と ₂ 2214 い〜る、わ ₂ 、よ ₁ 〜よ ₂ 2215 い〜ほ 2216 い〜ろ 2217 る 2219 ほ 2224 わ ₁ 〜わ ₂ 、よ ₁ 〜よ ₃ 2226 ち 2227 ろ〜に、〜ぬ、そ ₁ 〜そ ₂ 2230 へ 2231 い〜ろ ₁ 、ろ ₃ 、れ 2233 ろ〜は、へ 2316 い 2318 い、イ 2319 ろ〜ほ 2320 全 2321 へ、イ ₁ 〜イ ₃ 2323 か 2329 り〜る ₂ 2338 ほ 2347 な 2355 に〜ほ		施業方法については、 II-第3-4-(1)-イのと おり

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
いわき市	計	15.70	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
	65 い ₁ ～は 446 い ₁ ～れ		
相馬市	計	75.73	
	2263 ぬ ₁ ～て ₃ 、ハ ₂ 、ハ ₄ 、ハ ₆ 、ハ ₈		
南相馬市	計	17.87	
	2122 い～は 2123 い～そ ₂ 、ロ ₁ 、ロ ₃		
広野町	計	3.51	
	759 全		
檜葉町	計	20.98	
	663 い～は 758 全		
富岡町	計	75.73	
	662 全		
大熊町	計	1.91	
	547 い～は、～ち		
双葉町	計	0.06	
	547 に～ほ		
浪江町	計	0.66	
	1312 全		
新地町	計	8.07	
	2263 い ₁ ～に、ち～り ₂ 、ハ ₁		

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
いわき市	計	1,771.57	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
	1～6 全 8 い 63 全 65 に ₁ ～ね、ニ 101～102 全 108 ね～む 126 い～は、に ₃ 、～と 127 い～に、イ ₁ ～イ ₃ 128 ち、る ₁ ～る ₂ 、か、イ～ロ ₄ 132 い、ら～お、イ ₂ 、ロ ₂ ～ロ ₅ 133 全 134 い、に、わ～ロ 136 ぬ～イ ₃ 137 い ₁ 、は～へ、イ ₁ ～イ ₂ 139～140 全 146 そ ₁ ～そ ₃ 、ね～ら 147 は～に ₂ 、な～ら、う ₁ ～う ₂ 、お 149 い、ぬ、わ ₁ ～わ ₂ 150 い～ろ 151 全 180 全 333 全 357 よ ₃ 371 つ 372 い		
相馬市	計	124.51	
	2249 ろ～わ ₂ 2250 ろ、ほ ₁ ～ち		
南相馬市	計	728.37	
	2004 全 2006 い～へ ₂ 2019～2020 全 2025～2027 全 2060 に 2099 は、ほ～へ 2122 イ ₁ ～イ ₃ 2123 つ 2125 い ₁ 、い ₃ 、に～ほ 2126 い ₁ ～い ₂ 、へ、イ 2128 い ₁ ～い ₂ 2207 い		

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
檜葉町	計	396.42	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
	701 イ ₁ ～イ ₂ 702 か ₂ ～よ、イ 703 ほ ₃ ～ほ ₄ 、と ₃ ～ち 704 い ₂ 、ろ ₂ 、は ₂ ～は ₃ 、に ₂ 705 い ₁ ～い ₂ 708 い ₁ ～い ₂ 709 い 711 い ₁ 、い ₇ ～い ₈ 、い ₁₀ 728 全 733 い 736 い 737 い ₁ 738 全		
川内村	計	2.14	
	615 か ₂ 616 え		
浪江町	計	241.59	
	1005 わ～か ₃ 1015 ろ～は 1042 は ₂ 1046 ち 1097 い 1099 い 1224 い ₁ ～い ₂ 1225 い～は 1287 に～ほ ₂		
葛尾村	計	78.62	
	1226 全 1227 へ 1259 る		
飯舘村	計	8.79	
	2223 ち 2336 に ₂ 、た、れ ₂ 、そ ₂		

別表2 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ なたれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所あたりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が半径20メートル以上にわた</p>

事 項	基 準
3 植 栽	<p>り带状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの 満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタールあたり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表3 保安林の種類別の伐採の方法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
水源かん養 保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
土砂流出防備 保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>
土砂崩壊防備 保安林	<p>1 保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐。</p>
防風保安林	<p>1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
水害防備保安林 潮害防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐。</p>
干害防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>

保安林の種類	伐 採 の 方 法
落石防止保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐。 2 その他の森林にあつては、禁伐。
魚つき保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐。
航行目標保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 その他の森林にあつては、択伐。
保健保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐。
風致保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐。 2 その他の森林にあつては、択伐。

別表4 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
第1種特別地域	<p>1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項3号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項3号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することは出来ない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	<p>1 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>

別表5 砂防指定地等の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「福島県砂防指定地等管理条例」(平成15年3月24日付け福島県条例第43号)に基づいて行う。
史跡名勝天然記念物	指定の目的に応じた施業を行う。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」(昭和39年1月17日付け38林野計第1043号)に基づいて施業を行う。
県自然環境保全地域 特 別 地 区	県条例で定めるところによる。
地すべり等防止法 に基づく地すべり 防 止 区 域	地すべり等防止法で定めるところによる。